［略］	［略］	［略］
第三十一条の二第五項第二号	［略］	二　［略］ 二の二　前各項の規定により届書又は請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類
［略］	［略］	［略］
第三十二条の三第一項第五号	［略］	第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二項第二号又は第三号に掲げる額
［略］	［略］	［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号及び第十四号ロ、第三項第十号及び第十一号、第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2

［略］	［略］	［略］
第六十条第三項第一号	［略］	［略］
第六十条第三項第八号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条の二第五項第二号	［同上］	二　［同上］ 二の二　前各項の規定により届書又は請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
［同上］	［同上］	［同上］
第三十二条の三第一項第五号	［同上］	第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同項第二号又は第三号に掲げる額
［同上］	［同上］	［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　［同上］

2

［同上］	［同上］	［同上］
第六十条第三項第一号	［同上］	年金手帳
第六十条第三項第二号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）	
第六十条第三項第八号	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］